

【表紙】  
【提出書類】 臨時報告書  
【提出先】 関東財務局長殿  
【提出日】 2022年5月18日提出  
【ファンド名】 M H A M新興国現地通貨建債券ファンド（ファンドラップ）  
【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
【事務連絡者氏名】 酒井 隆  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
【電話番号】 03-6774-5100  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

ファンド等に属する債権に係る債務を負っている者(以下、「債務者等」といいます。)について、手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

イ. 債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額

名称：ロシア連邦 国債  
住所： -  
代表者の氏名： -  
資本金又は出資の額： -

ロ. 債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

MHAM新興国現地通貨建債券ファンド(ファンドラップ)(以下「当ファンド」といいます。)が主要投資対象とする新興国現地通貨建債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)は、ロシアルーブル建て債券(以下「本件債券」といいます。)を組み入れています。

本件債券については、仮にこれを売却することができたとしても、ロシア国外への資金移動を停止する制裁措置が取られており日本円への換金が見込める状況でないこと等を総合的に勘案し、マザーファンドにおいて、2022年4月19日付で評価額を0(ゼロ)としました。

かかる評価額の変更は、ファンド監査人と協議の上、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び投資信託協会「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に則り、委託会社が適切と判断した価格に変更するものです。

ただし、ロシアへの制裁解除等により市場での流動性が回復し、最終相場価格の提供が再開される等、状況が変化次第、通常の時価評価へ切り替える可能性があります。

(なお、保有銘柄における債券の未収利息計上は現時点では継続し、今後の利払いの状況を注視しています。)

EUがロシアに対する制裁の一環としてロシアや現地の企業に対する格付けを禁止したため各格付機関はロシア関連の格付けを取り下げしており、ロシアは格付機関からデフォルト認定されることはないものの、上記のとおり、本件債券を日本円へ換金することが見込めないことから、債務者等に実質的にデフォルト(手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等)に準ずる事実があったと判断し、本臨時報告書を提出するものです。

ハ. 債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドにおける2022年4月19日の保有状況は以下の通りです。

国債

額面合計 63,970,000ルーブル(邦貨換算額：103,631,400円)

評価額合計 0ルーブル(邦貨換算額： 0円)

1 ルーブル=1.62円(2022年4月19日時点)で換算しています。

## 二. 当該事実がファンド等の管理、運用又は処分に及ぼす影響

当ファンドの最近特定期間の末日である2021年5月10日の純資産総額(2,548,131,289円)に対する、マザーファンドを通じた額面で算定した実質保有比率は、4.07%、評価額で算定した実質保有比率は0%です。

なお、当ファンドの2022年4月19日の純資産総額(6,289,220,547円)に対する、マザーファンドを通じた額面で算定した実質保有比率は1.65%、評価額で算定した実質保有比率は0%です。